

こども園あおもりよつば 重要事項説明書

1 園の概要

設 置 者	社会福祉法人 洗心会						
種 別	幼保連携型認定こども園						
園 の 名 称	こども園あおもりよつば						
所 在 地	青森市大字三内字丸山69-4						
電 話 番 号 ・ F A X	017-766-1151						
園 長 氏 名	只野 裕子						
開 設 年 月 日	平成27年4月1日						
利 用 定 員 （ 年 齢 別 ）		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
	1号 定員	—	—	—	15人		
	2号 定員	—	—	—	33人		
	3号 定員	6人	21人		—	—	—

2 施設・設備の概要

敷 地 面 積			994.93㎡
園 舎	構 造		鉄骨造 2階建て
	延 床 面 積	1 階	459.28㎡
		2 階	342.00㎡
		その他	101.13㎡
		合 計	801.28㎡
園 庭 面 積			411.54㎡

3 園の目的、運営方針

園の目的 (教育・保育の方針)	心身ともに健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための保育・教育を行う。
運営方針	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び設備、運営に関する基準を定める条例その他の関係法令を遵守して運営を行います。

4 園の特色ある教育・保育の内容

- 1) 生命の保持及び情緒の安定を図る。
- 2) 自ら健康で安全な生活を作り出す力を育てる。
- 3) 自立心を育て人と関わる力を養う。
- 4) 様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、生活に取り入れていく力を養う。
- 5) 言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
- 6) 豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

給食について

給食メニューは前月に配布

3歳未満児は完全給食 3歳以上児は主食持参

アレルギー対応食提供

5 年間の主な行事・活動

【春】			
4月		5月	
・入園・進級式		・徒歩遠足（4・5歳児）	
・お誕生会		・お誕生会	
・内科検診			
・歯科検診			
・幼年消防入団式			
【夏】			
6月	7月	8月	
・保育参観日	・体験学習（5歳児）	・夏野菜収穫祭	
・お誕生会	・七夕の集い	・卒園児と共に	
	・お誕生会	・お誕生会	
	・夏祭り		
【秋】			
9月	10月	11月	
・運動会	・内科検診	・お誕生会	
・お誕生会	・歯科検診		
	・徒歩遠足（4・5歳児）		
	・お誕生会		
【冬】			
12月	1月	2月	3月
・クリスマスお遊戯会	・郵便屋さんごっこ	・作品展	・ひな祭り
・お誕生会	・雪上運動会	・節分	・お別れ会
	・お誕生会	・お誕生会	・卒園式
			・お誕生会

6 園医等

（1） 内科

医療機関の名称	工藤こどもクリニック
---------	------------

（2） 歯科

医療機関の名称	三和歯科クリニック
---------	-----------

（3） 薬剤師

名 称	青森市学校薬剤師協会
-----	------------

7 職員体制

職種	員数	職務の内容
園長	1人	施設の管理に関すること及び職員の監督を行う。
副園長	1人	園長の補佐を行う
保育教諭	19人	園児の保育・教育を行う
調理師	2人	給食その他の調理を伴う仕事を行う。
栄養士	1人	献立作成。栄養管理を行う。

8 教育・保育を提供する曜日・時間・休園日等

開園している時間：6時45分～19時45分

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

曜 日	月曜日～金曜日
時 間	9時30分～15時30分
休 園 日	日曜・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日） 夏休み 7月25日～8月15日 冬休み 12月26日～1月16日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

曜 日	月曜日～土曜日
時 間	【保育標準時間認定を受けた方】 6時45分～17時45分（11時間） 【保育短時間認定を受けた方】 7時45分～15時45分（8時間）
休 園 日	日曜・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

9 8以外に提供する保育サービス等

項 目	対 象	実 施 す る 曜 日 ・ 時 間	そ の 他
延長保育	在園児 (2号・3号認定子ども)	月曜日～土曜日 【保育標準時間認定を受けている方】 17時45分～19時45分 【保育短時間認定を受けている方】 6時45分～7時45分 15時45分～19時45分	
一時預かり	在園児 (1号認定子ども)	月曜日～土曜日 6時45分～9時30分 15時30分～19時45分	
	非在園児 (一般型)	月曜日～土曜日 9時～12時30分 1200円 13時～17時 800円 9時～17時 2000円	

10 利用料金

項 目	費 用 の 内 容	金 額	徴収の時期
3 号 保 育 料 (利用者負担)	認定を受けた時間内で行う教 育・保育に係る費用	園児が居住する市町 村が定める保育料	毎月末日
副食費 (1号認定)	園で提供される副食費にかかる 費用	月額3,600円 (土曜日出席時 1回180円)	毎月5日 まで
預かり保育料 (1号認定)	1号認定 6:45~9:30 15:30~17:45 17:45~19:45 新2号認定 6:45~9:30 15:30~17:45 17:45~19:45	1回 100円 どちらか利用もしくは 両方利用450円 100円	翌月8日 まで
副食費 (2号認定)	園で提供される副食費にかかる 費用	月額4,500円	毎月末日
延長保育料金	標準 17時45分~19時45分 短時間 6時45分~7時45分 15時45分~17時45分 17時45分~19時45分	時間区分ごとに 100円	翌月8日 まで

父母の会会費	父母の会に利用する費用	月額500円	毎月5日
スイミングスクール（希望者）	スイミングスクールにかかる費用（希望者）	月額4,000円程度	毎月15日
出席ノート代	紛失等で購入時かかる費用	400円程度（購入額による）	購入時
シーツ代	紛失等で購入時かかる費用	3,000円程度（購入額による）	購入時
名札代	紛失等で購入時かかる費用	140円程度（購入額による）	購入時

※青森市教育・保育施設等利用案内に保育料の支払いに関して「月の初日に在籍していた場合は、ひと月分の保育料を納めなければなりません。施設を休んだ場合であっても、保育料は日割りになりません」と提示しています。それに合わせて、当園は1号・2号の副食費に関しましても日割りはしませんので、ご理解の程宜しく願います。

1 1 利用の開始及び終了等に関する事項

(1) 利用の開始

(入園手続、選考方法等に関する事項を記載してください。)

2. 3号認定は青森市役所に書類を提出し、青森市が行う利用の結果に応じる。

1号認定は保護者が本園に直接申し込むものとする。申し込み数が1号認定の子どもの利用定員の総数を超える場合については、青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営により決定する方法、本園の教育・保育理念に基づく選考等事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

園が定める選考基準は以下の通りである。

1. 兄弟姉妹が入園している
2. 申込順

(2) 転園及び休園

転園・休園は保護者が園長に願い出るものとする。

(3) 利用の終了

次に掲げる場合に、教育・保育の提供を終了するものとする。

- 1) 1号認定及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- 2) 2号及び3号認定子どもの保護者が子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令44号）第1条の規則に該当しなくなったとき
- 3) その他利用継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 2 緊急時における対応

教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、園児の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じます。

また、園児の引渡しについては、原則として保護者又は保護者に代わる家族の方に直接行いますが、災害等発生時には、状況に応じてあらかじめ指定した方法により行います。

保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、本園が責任を持って対応しますので、あらかじめ御了承願います。

1 3 非常災害時の対策・防犯対策

避難訓練等	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。 防災管理者立会の総合訓練を年1回実施します。
防災設備	自動火災探知機、煙感知器、誘導灯、消火器を備えています。
防犯設備	自動鍵、防犯カメラ、さすまたを備えています。

1 4 避難場所

避難場所	青森市立三内西小学校
その他	青森県立美術館

1 5 苦情相談体制

相談・苦情受付担当者	氏名 相馬 亜季
相談・苦情解決責任者	氏名 只野 裕子

受付方法：例）面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。文書による場合は、玄関の入り口にあるご意見箱にお願いします。

16 賠償責任保険の加入状況予定

保 険 の 種 類	保育園総合保険制度
保 険 の 内 容	保育園児等傷害保険、主催行事参加者障害保険 保育園賠償責任保険、クレーム対応費用保険
補 償 額	死亡・後遺障害 1200万円 入院 日額 3,000 円 通院 2,000 円

17 個人情報の保護について

- (1) 本園は、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、これに従って世帯所得及びこれに基づく毎月の保育料に関する情報等の個人情報を厳重に管理します。
- (2) 教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。